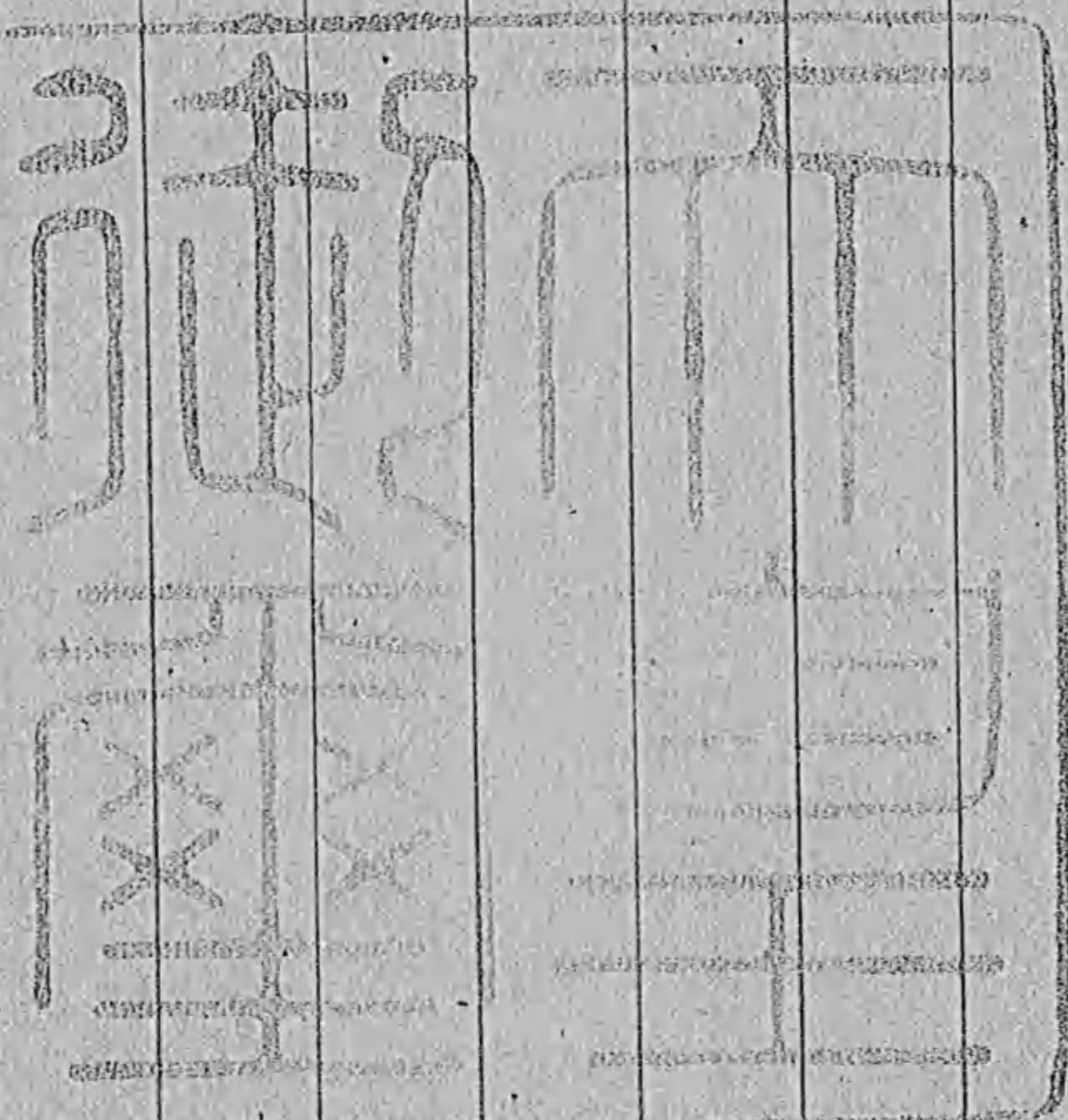


裕仁

す。夏時刻法をここに公布



昭和二十三年四月二十八日

内閣総理大臣 芦田 均

施

入

法律第二十九号

夏時刻法

第一條 毎年、四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻（夏時刻）を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日（日曜日）は二十三時間をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間をもつて一日とする。

第三條 この法律の施行に関し、時間の計算に関する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の本則において「四月の第一土曜日」と

（第一條及び第二條）

内閣総理大臣 芦田 均

施

入

法律第二十九号

夏時刻法

第一條 毎年、四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻(夏時刻)を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日(日曜日)は二十三時間をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。
この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の(第一條及び第二條)本則において四月の第一土曜日と

あるのは、「五月の第一土曜日(五月一日)」とする。

内閣総理大臣

芦田 均

外務大臣

芦田 均

大藏大臣

松村 武夫

法務総裁

鈴木 義男

文部大臣

森戸 辰男

施

厚生大臣

竹田 信一

農林大臣

永江 一夫

商工大臣

片岡 健吉

運輸大臣

忍田 執事

入

逋信大臣

月方 幸三

労働大臣

加藤 武十